

介護保険制度

介護を社会でささえるために

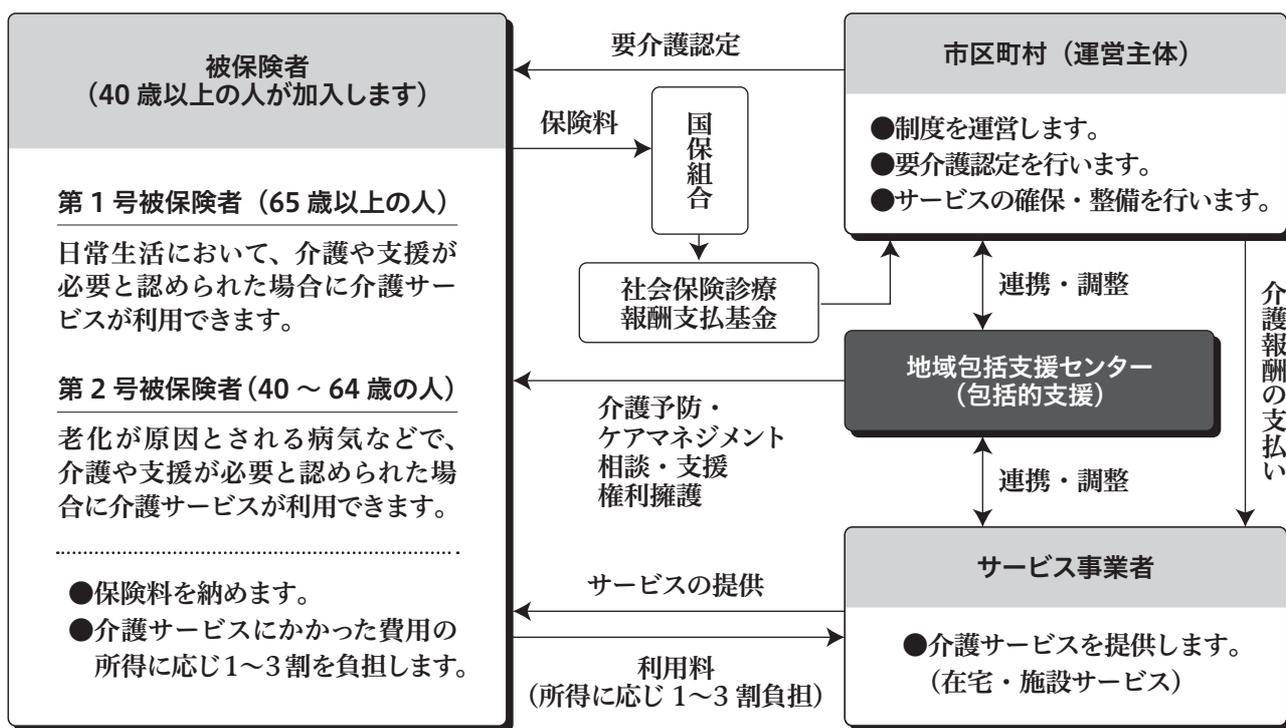
現在日本では、高齢化が急速に進んでおり、寝たきりや認知症などで介護を必要とする人が増加しているばかりでなく、介護をする人の多くが高齢者という現状があります。

そこで、介護を社会全体で担い、介護をする家族の負担を軽くし、本人の自立した生活を支援しようというシステムが介護保険制度です。

※介護保険制度は、制度の持続的な運営のため、3年ごとに事業計画の見直しを行います。

■介護保険のしくみ

介護保険は市町村及び特別区（以下「市区町村」）が運営し、加入者が保険料を出し、認定を受けて介護サービスを利用する制度です。また、民間業者も加わり、幅広いサービスを提供します。



■財源構成

公費 50%			被保険者 50%	
国 約 25%	都道府県 12.5%	市町村 12.5%	第1号被保険者 約 23%	第2号被保険者 約 27%

介護保険の被保険者と保険料

40歳以上のすべての人は、介護保険制度の被保険者となります。年齢により第1号被保険者・第2号被保険者のどちらかになり、給付の内容や保険料の決め方・納め方が異なります。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上 65歳未満の医療保険加入者
給付	原因を問わず、日常生活を送るために介護や支援が必要になった人は、市町村に申請をして認定された要介護度に応じた介護サービスを受けられます。自己負担は所得に応じ1～3割です。	加齢に伴う病気（特定疾病 ^{*1} ）により、日常生活を送るために介護や支援が必要になった人は、市町村に申請をして認定された要介護度に応じた介護サービスを受けられます。自己負担は所得に応じ1～3割です。
保険料の決め方	所得に応じて市町村ごとに決定します。	歯科医師国保組合の平成31年度の介護保険料は1人月額4,650円です。
保険料の納め方	老齢・退職・遺族・障害年金が年額18万円以上の方は、年金から天引きになります。それ以外の方は、市町村に個別納付します。	40歳になる月（誕生日が月の初日の人はその前月）分から医療保険の保険料と一緒に納めます。 (例) 3月3日が誕生日 → 3月分から 納付 1月1日が誕生日 → 12月分から 納付

※1 特定疾病

- がん
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- パーキンソン病、進行性核上性麻痺及び大脳皮質基底核変性症
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症